

青森県における災害支援ナースの派遣調整実務等に関する協定

災害時及び新興感染症発生時・まん延時の災害支援ナースの派遣調整等に関し、青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県看護協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時及び新興感染症発生時・まん延時に災害支援ナースが速やかに出動し、看護活動を行うための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害支援ナース養成研修等の実施及び研修修了者名簿の管理）

第2条 乙は、災害支援ナースを養成するための研修を実施し、研修修了者名簿の管理（名簿の作成・更新等）を行う。

2 乙は、甲の求めに応じて、研修修了者の名簿を甲に提供する。

3 乙は、甲の委託により、災害支援ナースの資質の向上等を図るため、研修、訓練等を企画し、実施する。

（災害支援ナースの派遣調整等）

第3条 甲は、災害支援ナース活動要領等に基づき災害、新興感染症等について対応を行う必要が生じたときは、乙に対し災害支援ナースの派遣調整実務等を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り速やかに、次の災害支援ナースの派遣調整実務等を行う。

一 災害支援ナースが所属する医療機関への連絡

二 派遣可能な災害支援ナースの把握

三 派遣可能災害支援ナース一覧の作成

四 派遣可能災害支援ナース一覧の甲への提出

五 災害支援ナースの宿泊場所、交通手段等についての情報の災害支援ナースへの提供

六 被災地等の災害支援ナースに対する連絡調整及び安否確認

七 医療機関から提出を受けた災害支援ナース活動報告書・事故報告書の甲への提出

（費用弁償等）

第4条 甲の要請に基づいて、乙が供給した医療資材等を災害支援ナースが使用したときの実費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請に基づいて、乙が災害支援ナースの派遣調整実務等を実施したときの経費は、甲が負担するものとする。

（事務取扱要領）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、青森県におけ

る災害支援ナースの派遣に関する事務取扱要領に定める。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、
甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、令和7年4月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県知事 宮下 宗一郎

乙 青森県青森市中央三丁目20番30号

県民福祉プラザ3階

公益社団法人青森県看護協会

会 長 川野 恵智子